

藤田あんしんネットワーク利用規約

2016年3月1日施行

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、藤田医科大学が中心となり、医療安全及び医療の質に関し地域医療機関と連携を図り相互に協力することを目的としたネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称）

本ネットワークは「藤田あんしんネットワーク」と称する。

第3条（適用範囲）

本規約は、藤田医科大学、藤田医科大学病院、本ネットワーク会員、及び本ネットワークの活動に参加・関与する全ての者（以下「本ネットワーク利用者」という。）に適用される。

第2章 活動目的・内容

第4条（活動目的）

本ネットワークは、医療安全管理者、医療安全及び医療の質に関する研究者・実務者等の交流を通じて、医療安全管理者の質の向上、医療安全活動に関する知識の蓄積・普及、医療安全に関する意見交換・集約を行うことを目的とする。

第5条（活動内容）

藤田医科大学、藤田医科大学病院及び本ネットワーク会員は、本ネットワークの目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 医療安全管理者の交流
- (2) 医療安全及び医療の質に関する情報・意見交換
- (3) 医療安全及び医療の質に関する教育、研修、勉強会等の実施
- (4) 医事紛争に対する予防対策及び対応方法の情報・意見交換、教育、研修、勉強会等の実施
- (5) 医療事故調査に関する情報・意見交換、教育、研修、勉強会等の実施
- (6) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

第6条（会員支援内容）

本ネットワーク会員は、本ネットワーク会員医療機関内で発生した医療事故に関し、別途定める方法に従って、藤田医科大学及び藤田医科大学病院から、医療事故対応に関する相談支援及び医療事故調査支援を受けることができる。

第3章 運営管理

第7条（運営管理）

本ネットワークの運営管理は、藤田医科大学学長の下、藤田医科大学事務局総務部学事課が行う。

第8条（本ネットワークの運営停止）

藤田医科大学事務局総務部学事課（以下、「本ネットワーク事務局」という。）は、事前に本ネットワーク会員に事前に通知することなく、何らの義務を負わず、本ネットワークの運営を停止することができる。この場合には、本ネットワーク事務局は、本ネットワーク会員に対し、その旨を速やかに通知する。

第9条（利用規約の改廃）

本ネットワーク事務局は、本ネットワーク会員に事前に通知することなく、本規約及び細則等を改正、廃止することができる。この場合には、本ネットワーク事務局は、本ネットワーク会員に対し、利用規約の改廃につき速やかに通知する。

第10条（個人情報の取扱）

本ネットワーク事務局、藤田医科大学、藤田医科大学病院、及び本ネットワーク会員は、個人情報の取り扱いに関する関係法令を遵守するものとする。

第4章 会員に関する事項

第11条（会員資格）

本ネットワークの会員資格は、本ネットワークの目的に賛同する医療機関、及び本ネットワーク会員医療機関の医療機関以外の関連施設のうち本ネットワークの活動目的・活動内容に照らし相当であると本ネットワーク事務局が認めた施設とする。

第12条（入会方法）

1. 会員になろうとする医療機関及び第11条で定める会員医療機関の関連施設は、別途定める方法に従って入会を申し込み、本ネットワーク事務局の承認を得なければならない。
2. 会員になろうとする医療機関及び第11条で定める会員医療機関の関連施設は、前項の入会の承認が得られなかった場合であっても、本ネットワーク事務局、藤田医科大学及び藤田医科大学病院に対し、理由の如何を問わず一切異議を申し立てることはできない。

第13条（会費）

1. 本ネットワーク会員は、運営経費に充てる目的で、別途定める方法に従って入会金及び年会費を本ネットワーク事務局に支払わなければならない。
2. いったん支払われた入会金及び年会費は、理由の如何を問わず、一切返還されないものとする。

第14条（活動費）

1. 第5条の活動を具体的に実施するために必要となる会費（参加費等、名目を問わない）については、その都度、本ネットワーク事務局が具体的に定める。
2. 本ネットワーク会員は、前項の活動に参加するにあたっては、本ネットワーク事務局の指示に従い、前項の会費を支払う。

第15条（退会）

1. 本ネットワークの退会を希望する本ネットワーク会員は、別途定める方法に従って退会を申し出て、本ネットワーク事務局の承認を得なければならない。
2. 本ネットワークの円滑な運営を阻害すると本ネットワーク事務局が判断した場合には、本ネットワーク事務局は前項の退会の申し出を承認しない。この場合には、退会時期につき、退会希望の本ネットワーク会員と本ネットワーク事務局が双方協議して定める。

第16条（除名）

1. 本ネットワーク会員が次の各号に該当する場合は、本ネットワーク事務局は、当該会員を除名することができる。
 - (1) 本ネットワーク会員としての義務に違反する行為を行った場合
 - (2) 本ネットワークの名誉を傷つけ、または本ネットワークの目的に反する

行為行った場合

- (3) その他本ネットワークの円滑な運営を阻害すると本ネットワーク事務局が判断した場合
2. 本ネットワーク会員は、前項(3)により除名された場合であっても、本ネットワーク事務局、藤田医科大学及び藤田医科大学病院に対し、理由の如何を問わず一切異議を申し立てることはできない。

第17条（会員資格の喪失）

本ネットワーク会員は、次の事由があるときはその資格を喪失する。

- (1) 本ネットワークを退会したとき
- (2) 前条の規定により除名されたとき
- (3) 本ネットワーク会員の医療機関が廃止・閉鎖されたとき（個人である開設者が死亡したときも含む）

第5章 幹事・幹事会

第18条（幹事）

本ネットワーク会員の内、本ネットワーク事務局が任命した本ネットワーク会員の代表者（管理者、開設者等）は、本ネットワークの幹事となる。

第19条（幹事の任期・解任）

1. 前条の幹事の任期は本ネットワーク事務局が定める。
2. 本ネットワーク事務局は、理由の如何・時期の如何を問わず、幹事としての地位を解任することができる。
3. 本ネットワーク会員及び幹事（前項により解任された幹事も含む）は、前項により幹事としての地位を解任された場合であっても、本ネットワーク事務局、藤田医科大学及び藤田医科大学病院に対し、理由の如何を問わず一切異議を申し立てることはできない。

第20条（幹事の地位の喪失）

第17条の規定により本ネットワーク会員が会員資格を喪失した場合、会員資格を喪失した本ネットワーク会員の代表者は、同時に幹事の地位も喪失する。

第21条（幹事・幹事会の活動内容）

1. 幹事は、適宜、幹事会を開催し、本ネットワークの運営管理について協議・検討し、運営管理についての意見を本ネットワーク事務局に上申する。

2. 藤田医科大学及び本ネットワーク事務局は、可能な範囲で、前項の意見を本ネットワークの運営管理に反映するよう努める。ただし、本ネットワークの運営管理の決定権限はあくまで藤田医科大学及び本ネットワーク事務局が有するのであって、前項の意見は藤田医科大学及び本ネットワーク事務局の運営管理の決定権限を何ら制約するものではない。

第5の2章 会員総会

第21条の2（会員総会）

1. 本ネットワーク事務局は、適宜、会員総会を開催するものとする。
2. 本ネットワーク会員は、前項の会員総会に出席することができない場合は、代理人を出席させることができる。

第6章 責任・免責

第22条（責任）

本ネットワークを利用した結果及び諸問題全ての責任は、本ネットワーク会員及び本ネットワーク利用者に帰するものとする。

第23条（免責）

藤田あんしんネットワーク、藤田医科大学、藤田医科大学病院、並びに藤田医科大学及び藤田医科大学病院の医療従事者は、本ネットワークの利用により発生した本ネットワーク会員及び本ネットワーク利用者の損害並びに本ネットワーク会員及び本ネットワーク利用者が第三者に与えた損害につき、何ら責任を負わないものとする。

第7章 雑則

第24条（管轄）

本ネットワークに関して、藤田あんしんネットワーク、藤田医科大学、藤田医科大学病院、並びに藤田医科大学及び藤田医科大学病院の医療従事者と本ネットワーク会員及び本ネットワーク利用者との間に生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第25条（準拠法）

この規約又は紛争が生じた場合の準拠法は、日本法とする。

第26条（細則）

本規約の施行に関し必要な事項については 別途細則を定める。

附則

この規程は、2016年3月1日から施行する。

細則として、「医療事故対応に関する相談支援利用規程」を2016年3月1日から施行する。

細則として、「医療事故調査支援利用規程」を2016年3月1日から施行する。

細則として、「藤田あんしんネットワーク入会の流れ」を2016年3月1日から施行する。

細則として、「藤田安心ネットワークの会費に関する取り決め」を2016年3月1日から施行する。

細則として、「藤田あんしんネットワーク退会の流れ」を2016年3月1日から施行する。

この規程を、2017年7月31日から一部改正（第5の2章・第21条の2を追加）する。

この規程を、2017年10月1日から一部改正（第11条・会員資格、第12条・入会方法）する。

この規程を、2018年10月10日から一部改正（「藤田保健衛生大学」、「藤田保健衛生大学病院」の名称変更を反映）する。

この規程を、2019年4月1日から一部改正（第7条・運営管理、第8条・本ネットワークの運営停止）する。